

佐賀県選挙管理委員会告示第三十一号

平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員の選挙において、選挙長が事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 八月十八日

選挙区	事務を行う場所
佐賀県第一区	佐賀県庁（大会議室）
佐賀県第二区	
佐賀県第三区	

二 八月十九日以後 佐賀県庁（選挙管理委員会事務局）